【別紙 6】

パークゴルフコース及び公園敷地の維持管理に関する特記事項

（パークゴルフ場コースの維持管理）

第１　基本的なコース管理については次のとおりとします。ただし、芝生、コースの状況等により判断の上、安全対策を十分に行った上で、適時実施してください。なお、下記に示す維持管理業務内容は管理強度の目安を示しており、効率化に向けて最適管理頻度等を提示してください。

(1) 転　　圧　年 2 回以上
(2) 施　　肥　グリーンは月 2 回以上、フェアウエイ及びラフは年 6 回以上
(3) 目 土 散 布　グリーンは月 1 回以上、フェアウエイは年 4 回以上、ラフは年 2 回以上
(4) 薬 剤 散 布　適時散布とするが、グリーン及びフェアウエイは月 1 回以上殺菌剤を散布
(5) 灌　　水　適時実施
(6) 芝　　刈　グリーン刈高は 15ｍｍ、フェアウエイ刈高は 25ｍｍ、ラフ刈高は 45ｍｍを超えない範囲とし、適時刈込みを実施してください。なお、芝刈込みの際は、敷地内にある樹木等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しがないよう均一に刈り込んでください。
(7) 点 検 清 掃　コースは毎日点検巡回し、清掃を実施してください。
(8) そ　の　他　グリーン及びフェアウエイのエアレーションは年 2 回以上
　グリーンのコアリングは年 1 回以上
　ホールカップは適時変更し、芝生の損傷を防止してください。
　芝生デポジット補修作業は随時実施してください。
(9) 植　　栽　剪定、灌水、施肥、防虫駆除を定期的に実施し、美観の維持に努めてください。
(10) 照　明　灯　清掃及び点検整備を定期的に行い、正常な機能を維持するよう努めてください。なお、照明灯の点灯時間を変更する場合は、事前に市と協議を行うものとします。
(11) そ　の　他　シェルターやベンチなど利用者が直接利用する設備については、清掃や点検を定期的に行い、利用者の安全確保に努めてください。
　スプリンクラーやポンプなどコース管理に使用する設備については、動作状況を適時確認し、誤作動や欠陥またはその恐れがあることを発見したときは、速やかに市に報告してください。

第２　芝の育成管理業務を実施するときは、利用者の障害にならないよう、パークゴルフ場開場前、閉場後及び休場日等に実施するよう努めてください。ただし、芝の病害発生等緊急処置を要し、更に利用者の障害になるために施設の閉鎖が必要である場合は、市と協議するものとします。

（公認コース設置基準の遵守）

第３　指定管理者は、パークゴルフ場が（公社）日本パークゴルフ協会（以下「協会」という。）の公認コースであることに基づき、協会の規定するコース設置基準を遵守してください。なお、設置基準の改正によりコースの改修等が必要となったときは、市と協議するものとします。

（公園敷地の維持管理）

第４　パークゴルフ場を除く公園敷地の維持管理については、次のとおりとします。なお、下記に示す維持管理業務内容は、管理強度の目安を示しており、効率化に向けて最適管理頻度を提示してください。

(1)　芝　　刈　適時刈込みを実施し、美観の維持に努めてください。なお、刈込みの際は、敷地内になる樹木等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しがないよう均一に刈り込んでください。

(2)　点検清掃　公園敷地（駐車場を含む）は毎日点検巡回し、美観の維持に努めてください。

(3)　植　　栽　剪定、灌水、施肥、防虫駆除を定期的に実施し、美観の維持に努めてください。

(4)　そ　の　他　シェルターやベンチなど利用者が直接利用する設備については、清掃及び点検整備を定期的に行い、利用者の安全確保に努めてください。その他の施設については、目視等による点検を定期的に行い、破損またはその恐れがあることを発見したときは、速やかに市に報告してください。

（廃棄物の削減）

第５　指定管理者は、公園で発生する廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

２　指定管理者は、廃棄物の処理に当たっては、市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、市が構築する回収ルートを活用するなどして可能な限り資源化に努めることとする。